

令和8年度予算編成方針

1 国内経済の動向について

内閣府が発表した8月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」とされています。

政府は、令和7年6月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）」において、国内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的考え方を示すとともに、「今日より明日はよくなる」と実感できる社会の実現を掲げ、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることとしており、経済あっての財政との考え方の下、経済の主役は企業・個人の活力であることから、積極的に後押しすることで経済成長を実現するとされています、また、「地方創生2.0」を「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心と位置づけ、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻すことにより、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に大きく前へ進めることとしています。

これらを踏まえ、令和7年8月8日に閣議了解された「令和8度予算の概算要求について」では、①年金・医療等については前年度当初予算額に高齢化等に伴う自然増として4,000億円を加算した範囲内で要求し、物価上昇による影響等を踏まえた増加分を加算、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性に留意する、③義務的経費については、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求し、人件費については、人事院勧告を踏まえ対応、④その他経費は前年度当初予算の範囲内で要求した上で、物価高騰対策を含む重要政策の推進においては、その額に100分の20を乗じた額の範囲内で要求できるとされています。

令和8年度においては、これら国の経済財政運営の動向とともに、当町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、年間を通じて、国の動きを的確に捉え、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組む必要があります。

2 地方財政を取り巻く環境について

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額は、「令和8年度の地方財政の課題」によると、社会保障関係経費や人件費の増加、物価上昇等が見込まれる中、「地方創生2.0」やDX・GXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推移など、活力ある持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映しつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和7年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされています。

具体的には、「令和8年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」において、地方の歳入は、地方税で46.3兆円（対前年度比 +0.9兆円（+2.0%））、地方交付税で19.3兆円（対前年度比 +0.4兆円（+2.0%））とされており、結果として、地方の一般財源総額は、68.9兆円（対前年度比 +1.3兆円（+2.0%））とされています（水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源は、65.1兆円（対前年度比 +1.3兆円（+2.1%）））。

增收とされている地方税は、8月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による各種指標等を用いて試算されており、名目GDP成長率の上昇を見込んだものとなっていますが、実際の税収は経済情勢によって左右されることから、試算どおりに地方税が伸張する保証はありません。また、地方交付税についても同様に、地方交付税の財源である国税および地方税の增收見込みや厳しい地方財政の現状を踏まえ増額とされていますが、これらの主要な一般財源の増に対して、臨時財政対策債の発行はしないこととされています。

一方、地方の歳出は、給与関係経費で令和7年度人事院勧告を反映し21.8兆円（対前年度比 +0.8兆円（+3.8%））、一般行政経費で社会保障費等の地方負担増を見込んで46.6兆円（対前年度比 +0.9兆円（+2.0%））とされています。歳出総額は98.9兆円（対前年度比 +1.8兆円（+1.8%））となっており、水準超経費を除く交付団体ベースの一般歳出についても微増に留まっています。結果として、地方の一般財源は令和7年度とほぼ同水準に据え置かれており、次年度の地方の行政需要増加分も、本年度とほぼ同水準の一般財源で対応しなければなりません。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

令和6年度決算では、町税が40億2,892万円、前年度比2億7,597万円（7.4%）の増となりました。内訳として、町民税が前年度比1億8,414万円の増、固定資産税が前年度比9,018万円の増となっています。町民税では、個人町民税が定額減税の影響により減収となった一方、法人町民税は、町内企業の業績等により大幅に増収となりました。また、固定資産税においては、町内企業等による積極的な設備投資があったことから増収となっており、全体としては回復傾向にあります。

しかしながら、税収は景気変動に影響されやすいことから、今後の変動には十分留意する必要があります。

地方交付税は、令和6年度決算で20億6,667万円と前年度比3,739万円（1.8%）の減となりました。これは、景気の動向や算定基準の改正により大きく変動するものであることから、令和8年度の地方交付税が同水準で交付される保証はありません。

歳出では、前年度比1億4,274万円の増となっており、年々増加する社会保障関係経費、人件費など義務的経費の大幅な増加が目立ち、今後も増加することが予想されます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、93.5%となり、前年度（94.2%）と比較して0.7ポイント改善しました。これは、社会保障関係経費や人件費等の義務的経費が増加しているものの、景気回復に伴う地方税などの経常一般財源が大きく増加したことが影響しています。そのため、今後においても、自然増が見込まれる社会保障関係経費や人件費等、経常的に必要とされる一般財源はさらに増加すると見込まれ、財政状況の硬直化が進むことが懸念されます。

また、令和8年度予算の見通しにおいても、歳入において町税、地方交付税とともに大きな増収は見込めず、歳出では、引き続き社会保障関係経費の増額が見込まれるうえ、公共施設の維持管理や人件費、物価高騰による影響、地域公共交通の再編等に伴い、令和7年度当初予算と比較し一般財源の大幅な増加が見込まれています。

このことから、令和8年度当初予算においても、必要な財源に対応するためには財政調整基金等の取崩しを視野に入れなければ編成ができず、引き続き厳しい状況を予測しています。

このため、歳入では、町税や負担金等の徴収率の向上、各種料金の見直し、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るなど、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければなりません。また、歳出においても目的を達成した事業や成果を見出せない事業は積極的に縮小・統合・廃止を進めるなど前例にとらわれない事務事業の見直しや更なる創意工夫により経常経費の縮減に努めなければなりません。

4 財政健全化に向けた取組について

（1）実質公債費比率について

令和6年度決算の実質公債費比率は、6.1%（昨年度6.5%）となり、前年度と比較して0.4ポイントの減少となりました。今後についても、引き続き財政健全化のため、町債の新規発行の抑制や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

（2）将来負担比率について

令和6年度決算の将来負担比率は、町債残高の減少、基金積立による充当可能基金の増加等により、16.3%（昨年度22.8%）となり、前年度と比較して6.5ポイントの減少となりました。この数値は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借り入れをする場合でも交付税措置のある有利な地方債を活用するよう努めます。

（3）公会計の活用について

発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備を特徴とする統一的な基準に基づく財務書類により、総合的な財務情報を把握し、財政の効率化・適正化等に努めます。

特に、公共施設等の老朽化の程度を示す有形固定資産減価償却率は、令和5年度末で76.1%（令和6年度末見込みでは77.2%）となり、類似団体と比較すると老朽化が進んでいる状況です。今後、公共施設等については、その多くが大模改修の必要な時期を迎えることから、平成29年3月に策定（令和4年3月改定）した日野町公共施設等総合管理計画や施設毎に策定した個別施設計画に基づき、費用の平準化を図りながら、順次、長寿命化対応を実施する必要があります。また、公共施設の適正管理の観点から、資産情報の全体を捉える公会計の活用を図ることにより、計画的な管理に繋げていくよう努めます。

5 重点施策への対応について

令和7年度は、第6次日野町総合計画の5年目となる中間年度であり、「時代の変化に対応しだれもが輝きともに創るまち“日野”」を実現するため、町の将来発展と持続可能性を両立するための施策に重点的に予算配分を行いました。

令和8年度は、第6次日野町総合計画における前期計画の到達点や時代の変化を踏まえた後期計画がスタートする年度となります。

予算編成では、計画に位置づけられた政策を着実に実施するため、具体的事業との関連性と効

果を充分に議論しながら編成することとし、限られた財源の中で効果的・効率的な予算配分を行います。

一方、令和8年度の財政状況については、より一層厳しくなることが予測されます。全庁一丸となって戦略的な取組を推進するため、既存事業を大胆に見直しながら、次に掲げる重点施策に沿って取り組む事務事業（以下「重点化事業」という。）を基本に、真に必要、緊急かつ有効な事務事業について、適切に予算に反映するものとします。

（1）未来を担うひとづくり

- ・幼児教育・保育施設、教育施設の持続可能な体制整備への取り組み
- ・子育てしやすい町を目指した子育て支援の推進
- ・まちの資源を活かした移住・定住の促進

（2）暮らしを支えるしごとづくり

- ・ふるさと納税制度を通じた地元の特産品振興、地域に根差した地場産業の発展
- ・住宅リフォーム制度の継続等による地域内経済循環の推進と魅力ある商店づくりの促進
- ・歴史文化財を活用した体験型観光の開発や田舎体験の推進による地域経済の活性化にむけた取り組み

（3）安心、助け合いのくらしづくり

- ・高齢者や障がいのある方を含め、誰もが地域で居場所を持ち、安心して暮らせるための重層的支援の推進
- ・「環境と調和する持続可能な社会」の実現に向けた循環型社会および環境保全の推進

（4）住みたくなる都市基盤づくり

- ・公共交通の充実による住民の利便性向上、わたむき自動車プロジェクトの推進
- ・近江鉄道の存続に向けた、県や沿線自治体と一体となった支援の推進
- ・町道西大路鎌掛線整備、雨水排水事業の継続による社会資本整備の推進
- ・大谷公園の改修工事や石子山トンネルの改修工事をはじめとする公共施設の長寿命化推進

（5）みんなではぐくむ地域づくり

- ・時代に合わせた持続可能な地域づくりを目指した自治会改革への支援の推進
- ・日野のたからである文化財の保存・継承・活用の推進
- ・住民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るための自治体DXの推進

6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、令和8年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますので、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

(1) 予算編成に当たっては、第6次日野町総合計画の実現に向けた政策課題につき、各所属で充分協議を行うこととし、具体的事業においては、実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算の積算に取り組むこと。

なお、第6次日野町総合計画では、行政と住民との協働の立場の視点による施策展開が基本的な方針となっているので、常にその視点を心掛けて政策立案を行うこと。

(2) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、既存の事業であっても、住民生活への影響を考慮しつつ、見直しを実施すること。

また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

(3) 全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直すこと。また、事業の委託先や実施主体の固定化、補助金や助成金の制度が硬直化していないかなど十分に検討すること。

(4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業や総合計画に沿った事業とすることとし、新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期などを設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。また、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性の観点からも検討すること。

(5) 予算の積算にあっては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。

(6) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、町にあっても制度そのものを見直すこと。なお、財源として見込めるものは積極的に活用すること。

(7) 歳入にあっては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、使用料や負担金等は、受益に見合った負担となるよう料金設定等を再検討すること。

(8) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（地方交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

(9) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、もれなく年間所要額を的確に見積もること。補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。

やむを得ず補正予算を行う場合、原則として、以下の事業のみ対象とする。

ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの

イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの

ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算や事業の進捗状況に伴う精算に係るもの

エ 給与関係経費に係るもの

これらの事項を前提としたうえ、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積ることとされたい。また、一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、住民・議会からの要望事項、監査委員会の指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いします。

令和8年度予算編成事務における留意事項等

1 歳入に関する事項

(1) 町税

今後の経済動向に十分注意し、適切に見積ること。特に、今後の国の税制改正等の動向を十分勘案し、的確な額を見込むこと。

また、課税客体の的確な把握と収納率の向上に努め、収入の確保を図ること。

(2) 地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等

総務省の「令和8年度の地方財政の課題」を参考にし、過去の実績等を勘案のうえ、適正な収入見込額を見積ること。

地方交付税は、基準財政需要額の対象を意識し、今後の総務省の事項要求の動向や特別交付税の対象となるものを的確に把握し、適切に見積ること。

(3) 分担金及び負担金

分担金・負担金は、事業内容に応じた受益者負担の適正化等を推進するとともに、各種負担金の収納率の向上に努めること。また、受益の対価となるサービス給付に消費税が含まれる場合は、負担金に適切に反映させること。

(4) 使用料及び手数料

過去の実績等を通じ、経済情勢及び関係事務事業の所要額の動向等に即して、受益者負担の適正化の観点から徹底した見直しを行い、歳入の確保に努めるとともに、適正な収入見込額を予算計上すること。

(5) 国庫支出金、県支出金

国や県の予算編成や制度改革に注視し、的確に見積ること。また、制度変更による廃止・縮減・一般財源化が予定される場合は、町への波及額を的確に把握し、総務課財政担当と協議し、その対応を決定すること。

補助金にあっては、事業内容、事業効果を検討のうえ、国・県それぞれの交付基準に基づき積極的に確保する一方、見積もりにあっては、補助率、補助単価および補助事業量等を的確に把握すること。

なお、国庫補助金においては、近年、提案型のものが増加していることから、担当課が中心となって各課横断的に政策を取りまとめ積極的に活用を図ること。

(6) 財産収入

財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運用し増収を図ること。

財産売払収入については、財産および物品の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地等については、処分を含め、有効活用をさらに検討すること。

財産貸付収入は、長期に渡って契約金額が固定して更新されているものは、見直しを図ること。

貸付金に係る元利収入については、当初貸付条件どおりの償還が行われるよう、適切な債権管理による収入の確保に努めること。

(7) 町債

町債については、まず、町債を充当する事業の緊急性・必要性・投資効果・施設水準を勘案し、事業そのものの必要性を判断した上で適債性を調査すること。見積もりにあっては、地方債同意等基準、地方債計画および地方債充当率に基づき、総務課財政担当と事前に調整の上、適正な額を見積ること。

なお、町債はその元利償還金である公債費の増加に伴う財政負担が後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、町債の見込みは極力抑制すること。やむを得ず見込む場合も、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものを活用すること。

(8) その他の収入

各項目において、過去の実績を精査するとともに、収入額を適正に見積ること。特に、参加者負担金を徴収する場合は、受益者負担の原則に基づき、適正な額を見積ること。

また、国、県以外の公的団体や、民間団体の助成事業についても、情報収集に努め、活用を図ること。

(9) その他

歳入全般的に新たな発想による財源確保、增收対策に積極的かつ具体的に取り組むとともに、収入未済額については、負担の公平性からも「日野町町税等滞納対策会議」を通じて関係機関と十分連携し、法的処分の検討などの有効な歳入確保策を図ること。

2 歳出に関する事項

(1) 納入額

人件費のうち会計年度任用職員以外の職員給については、総務課総務担当で一括して見積ること。新たな行政需要が生じたとしても、既存事業の一層の合理化、効率化による課内の応援体制を確立し、時間外勤務の縮減等に努めること。また、会計年度任用職員に係る給与等の見積もりにあっては、事前に総務課総務担当と調整し、効率的な配置に努めること。なお、単価等については、別表「令和8年度予算見積標準単価表」による。

(2) 投資的経費

ア 国庫補助事業については、国の予算の動向を的確に把握するとともに、国庫補助負担金の廃止、縮減、交付金化等の見直し内容を適切に反映し見積ること。また、国家予算の重点配分が見込まれる政策等については、情報収集に努め、国費が十分活用できる準備を整えること。

イ 単独事業については、国・県の補助事業の採択基準に合致するものは、安易に単独事業

で補うことのないよう十分留意すること。

ウ 県が行う建設事業等に対する負担金については、事業の内容や受益の範囲を踏まえて、適正な額を見積ること。

エ 一般的にいう「箱もの」施設の整備については、第6次日野町総合計画に位置づけられた事業以外は、原則として要求を認めない。

オ 事業費の積算に当たっては、工事施行等に係るイニシャルコストにとどまらず、供用開始から廃止に至るまでに要する維持管理経費等のランニングコストを勘案したトータルコストの把握に努め、縮減の方策を検討したうえで見積ること。

(3) 一般行政経費

ア 国・県補助負担金を伴う事業については、次の事項に留意し見積ること。

(ア) 国・県補助金等が廃止、縮減されるものについては、安易に町費への振替を行わないこと。

(イ) 超過負担を余儀なくされているものについては、全般的に見直しを行い、国・県の補助基準内での執行となるよう留意すること。

イ 国・県の制度を基礎として実施している町の単独制度については、必ず見直しを行い、継続する場合にあっても、原則として町単上乗せ単価を前年度以下で要求すること。また、国・県の制度が変更される場合は、町費負担が増嵩することのないようにすること。

ウ 各種施設や道路等の維持管理経費については、ストックマネジメントの観点から今後の維持管理計画を策定のうえ、適切に見積ること。

エ その他の経費については、それぞれの性質に応じて的確に見積ること。事務事業の性格から委託方式を実施し、または、計画しているものについては、その内容をよく検討し、真に経済効果が期待できるような形で行うとともに、次の事項に留意して見積ること。

(ア) 各種の研究調査業務については、これまでの類似の調査結果の有効な活用に留意するとともに、真に必要なものか全面的に見直し、安易な委託は行わない。なお、研究調査による成果は、確実に検証すること。また、研究調査委託費等を補正予算で要求する例が見受けられるが、年間予算である趣旨を踏まえ、計画的な事業執行を図るために、当初予算で見積ること。

(イ) 各種の調査等を業者委託する経費を見積る場合には、基本的な部分を町で責任を持つて行うこととし、安易に全面的な委託とならないよう留意すること。

(ウ) 公共施設の管理業務等の見積りに当たっては、業者見積りや前年度契約額をベースに行うのではなく、適切な積算に基づき見積ること。積算に当たっては、業務内容の見直しにより、経費の節減に努めること。また、指定管理者制度により管理委託をしている施設の支出には、消費税が課税されない経費も含まれていることから、指定管理者の決算状況を十分精査し、適切に見積もること。

オ 電算システム開発および管理運用に関する経費については、日野町版DXの観点から、住民サービスの向上と事務事業の簡素化、効率化を両立させるものとすること。

特に、ICTツール等のデジタル技術は、その導入自体を目的とせず、導入にあっては事前に政策参与と協議を実施し、業務改善の視点に立って十分に内容を検討すること。

また、見積りにあっては、初期導入費および維持管理コストに見合った効果が得られるよう業務プロセスを十分見直し、運用保守範囲の明確化に留意するとともに、コストの比較や、将来のシステム更新費用を視野にいれ、トータルコストを把握すること。

なお、経費算定においては企画振興課情報政策担当が予算編成に積極的に関与することにより算定の精緻化を実施しているので、十分調整すること。

カ 一般的な事務事業経費については、厳しい財政状況を踏まえ、積極的に見直しを行い、抑制的に見積ること。なお、事務用品については、環境に配慮した物品を基準とすること。

キ 公用車の管理に係る各種の経費を補正予算で要求する例が見受けられるが、必ず当初予算で見積ること。なお、全ての公用車について、車検または定期点検費用の予算措置が伴うこととなるので、十分留意すること。

ク 建物に係る損害保険料については、当該財産の所管課において見積ること。

ケ 光熱水費については、使用量の積極的な抑制に努めるとともに、同一の事業内で複数の施設の光熱水費を支出する場合は、それぞれ細分化した上で適正に見積もること。

コ 各事業の事務雑費の見積りに当たっては、総務課財政担当と事前に調整すること。

サ 非常勤特別職のうち、報酬を日額で受ける委員等（執行機関たる委員会の委員および障害支援区分等審査会の委員は除く。）の報酬額については、勤務が3時間以内の場合は日額の半額であることから、過去の執行状況等を踏まえ、見積ること。

シ 交際費および食糧費は、「交際費及び食糧費の支出基準内規」に従い適正に見積ること。

（4）扶助費

給付要件および給付水準等あらゆる観点から施策の再検討を行い、社会的・経済的実情に合致しなくなったと判断されるもの、事業効果の期待できないもの等については、積極的に整理、縮減の検討を行うこと。

（5）負担金および補助金

各種団体等への負担金および補助金については、その財源の殆どが一般財源であることを認識し、次の事項に留意し見積ること。

ア 補助金の必要性の検証、補助対象団体および交付要件、公と民間との役割分担、費用対効果、補助対象経費、補助率、補助金限度額、終期設定等の観点から、個々の事業毎に評価を行い、見直しを行うこと。なお、必ず団体の財務諸表、決算書類を確認し、資金運営上真に必要な補助であるか確認することとし、団体が積み立てている基金を、現年の事業に充てる方策を検討したうえで見積ること。

イ 毎年度実施されている各種のイベント、行事等に対する補助金や負担金については、

開催内容等について検討を行い、経費の節減に努めること。なお、事業費の増を理由とした補助金の増額は、認めない。

- ウ 効果を検証することなく継続して支出している小額な補助金については、特段の理由がある場合を除き、廃止を検討すること。なお、補助金交付要綱において、補助対象経費や補助金限度額等が定められていないものについては、要綱等の見直しを行うこと。
- エ 予算と例規は一体的なものであることから、予算要求とともに補助金交付要綱等の制定・改訂等を行うこと。

(6) 岁出全般

町として進めている施策の取り組み等を踏まえ、あらかじめ関係課で十分協議のうえ、適切に見積ること。なお、経費の見積りに当たっては、最小のコストで最大のサービスが提供できるよう、引き続きコスト削減に努めるとともに、過去の決算状況を徹底的に分析し、実績を踏まえて見積ること。また、全ての事業について積算根拠等の再確認・点検を実施すること。

(7) 新規事業および拡充事業

新規事業および拡充事業については、既存事業の廃止・縮小による一般財源の確保を前提とすること。特に、新規事業および拡充事業においては、法律条例等の根拠を十分に検討し、適切な手法であるかどうかを熟考すること。また、「重点化事業」については、事務事業の優先順位を厳しく見極め、「選択と集中」による予算配分の重点化・効率化を前提として見積ること。

3 特別会計、企業会計に関する調整事項

特別会計は、年間必要額について、一般会計と同様に適正に見積ること。なお、事業運営方法等を抜本的に見直し、収入の積極的な確保と徹底した経費の節減を行い、収支の改善を図ること。

企業会計は、公共性の確保と経済性の発揮を前提に、独立採算性の原則のもとに、年間必要額を適正に見積ること。

なお、特別会計、企業会計への繰出しほは、一般会計が厳しい財政事情であることから、総務省繰出基準外の繰出しほはもとより、ルール分であっても満額繰り出すことが困難であるため、各特別会計の収支均衡について留意し、一般会計繰出金に依存しない財政運営を行うこと。

4 その他の事項

- (1) 予算編成事務に併せて、把握した国および県の来年度の予算の内容および関連する法令や制度の改正等の動向については、その都度、総務課財政担当に連絡し、事務処理の円滑化を図ること。
- (2) 予算編成事務処理の円滑化に資するため、下記の資料を提出すること。

なお、歳入予算見積書および歳出予算要求書は総務課で印刷するので提出の必要はない。

- ・当初予算編成に関する調書（グループ別総括表）（2部）
- ・予算要求額調書（2部）※歳出予算要求書に財源の名称、補助率等必要な情報が記載さ

れていれば提出の必要はありません)

- ・継続費見積書（2部）
- ・債務負担行為見積書（2部）
- ・地方債見積書（2部）
- ・報酬一覧表（※会計年度任用職員は除く）（2部）
- ・建設計画課に依頼する建設事業に関する調べ（2部）
- ・その他予算要求の根拠を示す資料（電子データによる提出も可とする）

なお、根拠を示す資料については、各所属担当において、紙媒体もしくは電子データ
いずれかに統一すること。

※各様式はJoy'n Doのライブラリにある様式内に掲示

- (3) 予算見積りに際し、特に統一的な処理を要するものの標準単価は、別表「令和8年度予算
見積標準単価表」に準ずること。
- (4) 予算見積りに際し、特定の業者から参考見積りを収取する場合は、相手方に対し、予算編
成のための参考見積りであることを明確に通知すること。また、できる限り実態に即した見
積り金額を得ることができるように留意すること。
- (5) 予算編成事務上の細部の事項については、次のとおりとする。
- ア 予算科目は、歳入歳出とも、原則として前年度の予算科目によるが、今後新規登録や変
更が生じる場合にあっては、財務会計システム科目登録（変更）申請書を総務課財政担当
に提出すること。なお、節・細節科目については、「財務会計事務の手引き」の「第2章
節別事項」を参照のうえ、適切に取扱うこと。
- イ 事業別の見積りに当たっては、積極的に事業の統廃合を行い、需用費などの経費の節減
に努めること。
- (6) 見積書の作成上、次の事項については、特に留意すること。
- ア 財務会計システムの操作方法等については、各予算見積画面上の右上にある「?ヘルプ」
機能から操作マニュアルを表示し、参照すること。
- イ 経費の各節毎の見積りに当たり、次の事項に留意すること。
- (ア) 歳出
- 要求書の事業概要および事業説明欄には、事業の内容等を詳細に記入すること。
- 各節欄の財源内訳・歳々節・説明欄には特定財源がある場合は補助金名、補助率等を
記入すること。また、支出内容については目的や物件費等の数量・単価・委託内容・
補助対象項目など詳細な内容を記入すること。
- 会計年度任用職員の雇用に係る経費については、事務の内容、期間、単価等を、備品
購入費については、品目、単価、員数等を、また貸付金、委託料ならびに負担金、補
助及び交付金については、各々の名称別に目的や金額の算出根拠等を記載すること。
- (イ) 歳入

「積算内容および充当先事業」の入力に当たっては、国・県支出金については、補助金交付要綱等の名称および補助率、町の負担金・分担金については、分担金徴収条例の名称および負担率、諸収入については、歳入元の団体名称、補助率を記載すること。

ウ 予算要求に当たり、前年度当初予算額と比べて、経費の節減または歳入の確保により財政健全化につながる場合は、予算要求書にその内容および削減効果額を詳細に記載すること。

エ 債務負担行為および継続費に係る事業については、予算要求書にその旨記載すること。

(7) 財務会計のシステム入力期限は、令和7年11月7日（金）とする。期日を厳守すること。

なお、歳入予算見積書および歳出予算要求書は、総務課財政担当にて一括出力する。

(8) 予算要求に係る財政担当ヒアリングは、令和7年11月11日（火）から11月21日（金）の間を予定している。日程等の詳細については、別途通知する。

(9) 町長査定は、令和7年12月24日（水）から令和8年1月15日（木）の間を予定している。なお、町長との最終調整日は令和8年1月16日（金）を予定している。

また、各特別会計に係る町長査定は、一般会計の査定に併せて、隨時行う。